

平成29年度浜松市認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

第1 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に基づき、浜松市が実施主体となり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に委託して実施するもので、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者が、「地域密着型サービスの指定基準」「介護従事者に対する労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの知識・技術を習得することをねらいとする。

第2 研修の対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所（いずれも指定申請を行う予定の事業所を含む。）の管理者又は管理者になることが予定されている者で、次に掲げる研修のいずれかを修了している者とする。なお、所属する事業所の所在地が浜松市内であるものに限る。

- (1) 平成13年度以降に実施された痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者
- (2) 平成17年度以降に実施された認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (3) 平成14年度以降に日本認知症グループホーム協会が実施した痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (4) 平成20年度以降に全国老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践研修（実践者研修）の修了者
- (5) 平成21年度以降に静岡県介護福祉士会が実施したファーストステップ研修の修了者

第3 受講定員

50人とする。

第4 実施日程・研修会場

日 程	研修会場
平成29年12月20日（水） 21日（木）	浜松市福祉交流センター 2階大会議室

※ 研修日程の一部のみの受講は認めない。全日程を期限内に修了した者をもって修了者とする。

第5 研修カリキュラム

【1日目】

時 間	内 容
9:30～9:40	開 講 式 オリエンテーション
9:40～10:40 (60分)	1 地域密着型サービス基準について (1) 地域密着型サービス 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解します。
	(2) 指定基準 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解します。
10:50～14:20 (計 150分)	2 地域密着型サービスの取組みについて 事業所からの実践報告を通じ、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業のサービス提供のあり方を理解します。
	途中 1 時間お昼休憩
	3 介護従事者に対する労務管理について 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解します。
14:30～16:30 (120分)	4 適切なサービス提供のあり方について (1) サービスの質の向上 ケース会議や職員ミーティングのあり方、質の向上を視野に入れた人材育成、認知症を抱えた個人の生活の質を保証するためのリスクマネジメントのあり方について理解します。

【 2 日目 】

時 間	内 容
10:00～13:00 (180 分)	(2) 地域等との連携 利用者の家族・地域・医療との連携の方法や、運営推進会議の開催について学びます。
14:00～16:00 (120 分)	(3) 権利擁護とリスクマネジメント 高齢者虐待や身体拘束、人権擁護の内容とその対応を理解するとともに、認知症により日常生活で生じうる高齢者の抱えるリスクを理解します。
16:00～	閉講式

第 6 研修に要する費用

受講料 1,500 円及び資料代 3,000 円の計 4,500 円を、研修当日現金で徴収する。
なお、交通費等については受講者の自己負担とする。

第 7 受講の申込み

別に定める募集要項により、受講申込みを行う。

第 8 受講者の決定

受講申込者が定員を超える場合は、公正な選考を行い、受講者を決定する。
なお、申込者全員に選考結果を通知する。

第 9 修了証書の交付

本研修の全課程を受講した者に修了証書を交付する。